

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年8月5日 06時30分ごろ
発生場所	千葉県南房総市千倉漁港東方沖 千倉港東防波堤灯台から真方位013° 360m付近 (概位 北緯34° 57.6′ 東経139° 57.9′)
事故の概要	漁船 ^{おおの} 大野丸は、操業中、転覆した。 大野丸は、船長が死亡し、船外機の脱落等を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者の意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大野丸、1.64トン CB3-81593（漁船登録番号）、個人所有 5.85m (Lr) × 1.70m × 0.74m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、昭和54年4月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年2月12日 免許証交付日 平成27年10月26日 (令和3年7月8日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に脱落、電気系統に濡損、船体船縁に亀裂（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波向 東、波高 約1.5m、潮汐 上げ潮末期、気温 約26℃、水温 約26℃ 日本の南海上を西北西進する台風8号の影響により、千葉県南房総市には、令和元年8月4日22時05分に、波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び同乗者Aが乗り組み、仕掛けたえび刺し網 ^{たん} 9反を揚網する目的で、令和元年8月5日04時45分ごろ千倉漁港を僚船2隻（以下「僚船A」及び「僚船B」という。）と共に出港した。 本船は、05時00分ごろ千倉漁港東方沖約150mの漁場に到着

	<p>し、船長が、船首部中央に配置した操縦ハンドルの船尾側に立ち、適宜機関と舵を操作しながら船首を東方に向け、同乗者Aが、船首部左舷側に設置したネットホーラー（以下「本件ネットホーラー」という。）の船尾側に立ち、本件ネットホーラーを使用して揚網を開始した。</p> <p>本船は、06時30分ごろ、9反目の刺し網（以下「本件網」という。）を揚網中、本件網が根がかり^{*1}して緊張し、本件ネットホーラーのドラムの回転が止まって船体が左舷側に傾いた。</p> <p>本船は、本件網が緊張した状態のまま波を受けて船体が持ち上げられ、左舷側に傾斜が増し、そのまま左舷側に転覆した。</p> <p>同乗者Aは、船長と共に海に投げ出されて沈み、本船の至近に浮かび上がったとき、本船から約10m離れたところに肩及び頭部を海面上に出して浮いている船長を認め、大声で呼び掛けたものの返事がなかったため、船長に向かって泳ぎ始めた。</p> <p>同乗者Aは、泳いでいる途中、船長の姿を見失い、しばらく探したものの見つからず、船長を探すことを断念し、近くの護岸に泳ぎ着いた。</p> <p>僚船A及び僚船Bの各船長は、本事故の発生を目撃し、救助の目的で本船に接近を試みたが、波が高かったため接近を断念して僚船の所属する漁業協同組合に本事故の発生を報告し、同組合が118番通報した。</p> <p>船長は、海上保安庁、警察署、消防署の各職員及び4隻の僚船船長が現場付近を捜索していたところ、13時50分ごろ南房総市瀬戸浜海水浴場付近を散策中の付近住民により同海水浴場砂浜に漂着しているところを発見され、救急車により病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は溺死の疑いと検案された。</p> <p>本船は、南房総市南千倉海水浴場に打ち上げられた後、陸揚げされ、のち廃船処理された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 海水浴場に打ち上げられた本船、写真2 本船の損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約19年間のえび刺し網漁の経験があり、出漁前に波浪注意報が発表されていることを知り、波が高い状況を見て気にしていたものの、ふだんから行動をとともにしていた僚船A及び僚船Bの各船長がすでに出漁を決めていたので、出港することとした。</p> <p>船長は、ふだん1人で操業していたが、本事故当時、波が高かったため同乗者Aを操業の手伝いとして乗船させていた。</p> <p>船長及び同乗者Aは救命胴衣を着用していなかった。</p>

*1 「根がかり」とは、漁具が海底の岩、根株、サンゴ等の障害物に引っかかってしまうこと。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、南房総市に波浪注意報が発表されている状況下、千倉漁港東方沖において、本件網を揚網中、船長が、本件網が根がかりして船体が左舷側に傾いたところに、高波を受けたことから、傾斜が増し、海水が流入して左舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、溺死の疑いであった。</p> <p>船長は、南房総市に波浪注意報が発表されていることを知っており、また波が高い状況を認めていたものの、ふだんから行動をともにしていた僚船A及び僚船Bの各船長がすでに出漁を決めていたことから、出港することとしたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、南房総市に波浪注意報が発表されている状況下、千倉漁港東方沖において、本船が、本件網を揚網中、船長が、本件網が根がかりして船体が左舷側に傾いたところに、高波を受けたため、傾斜が増し、海水が流入して左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、操業中、根がかり等により漁具に過度の緊張が発生した場合、高波を受けて転覆することもあることから、速やかに漁具を繰り出す等の対応をとること。 ・ 小型漁船の船長は、気象及び海象状況に不安を感じた場合、出漁を控えること。 ・ 甲板上で操業する者は、常に救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

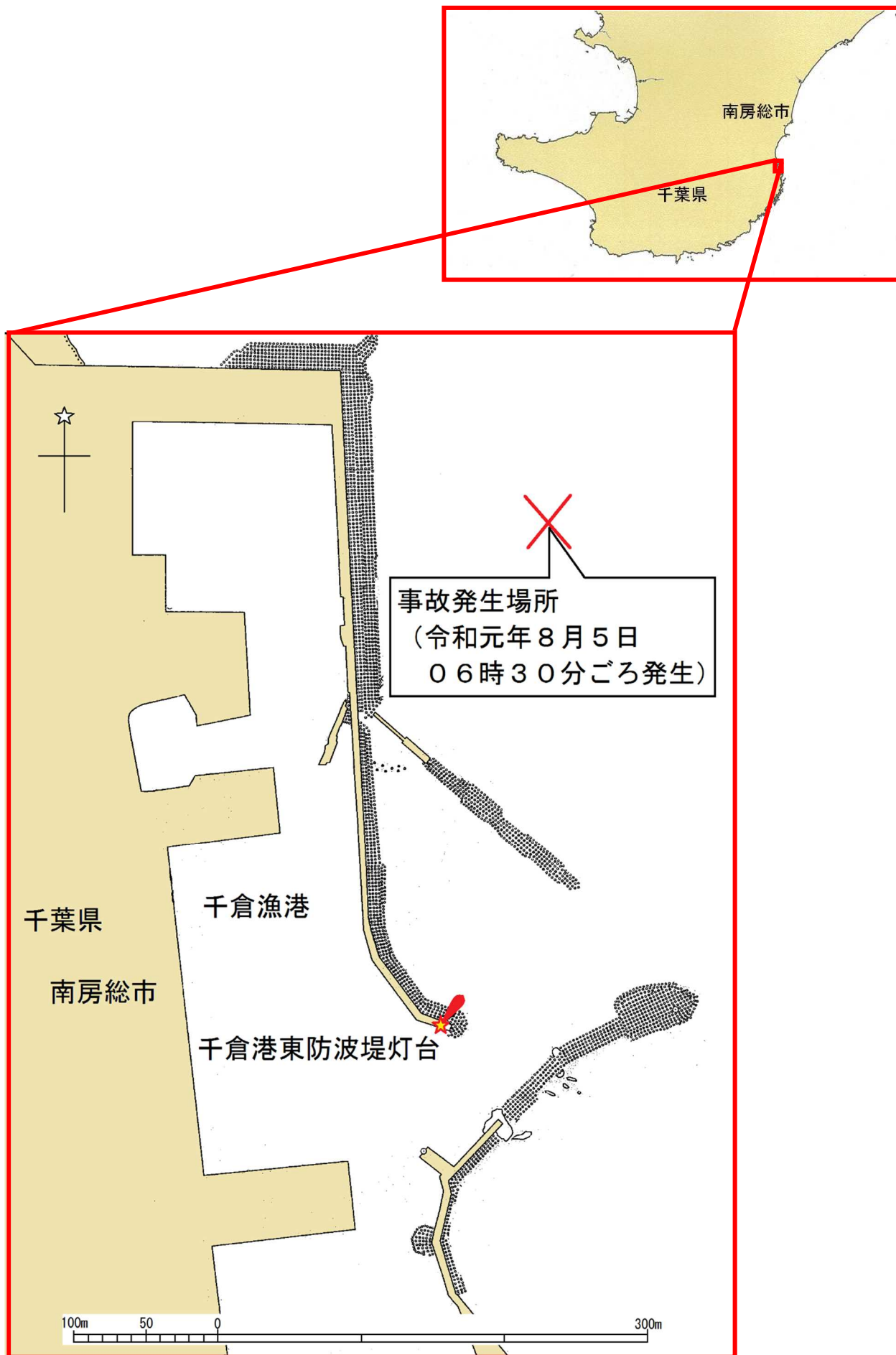


写真1 海水浴場に打ち上げられた本船



写真2 本船の損傷状況

